「はばたきプラン 21」推進会議での意見

※頁は「中間のまとめ」の頁

第1章 計画の基本的考え方

意見要旨 意見要旨	区の考え方
1 計画策定の背景 答申文書が切り詰められていますが、外されるべきでない重要な出来の表語のあります。例えば以下のように復活させていただきたいと思います。 (1) 国際的な動き・女子差別撤廃委員会の設置と各国の条約履行状況の審査についての記述日本政府も審査を受けており、毎回不十分さを指摘されての記述「北京会議」についての記述「北京会議(第四回世界女性会議)」とするのが適切だと多います。行動、綱領の説明に関する部分は、「ジェンダー平等実現のため、『あらゆる法律、公共政策、~』を掲げて」としていただきたいです。・SDGs 関係について「目標 5」についてのみ書くのでは不十分であって、「アジェンダ」文書によって、「アジェンダ」文書によって、「アジェンダ」文書によって、「アジェンダ」である「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標によって、「なり、すべての遺標である」をターゲットの進捗において決定的に重要な貢献をなす」を入れて、例え	「第1章 2 計画策定の背景でいる。 「第1章 2 計画策定の背景でいる。 「1)国際もした。 「1)国りました。 「1)国りました。 「1)国りました。 「1)国の1)57 (1982) 年には、女子差別 関連についませる。 「2 所でいませい。」 「2 所でいませい。」 「3 のでは、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いた。」 「3 のでは、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いては、大名を関いて、より、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名を関いて、大名をは、大名をは、大名をは、大名をは、大名をは、大名をは、大名をは、大名をは

			ントを図ること』が掲げられていま	
			すが、同時に、『ジェンダー平等の実	
			現と女性・女児のエンパワーメント	
			は、すべての目標とターゲットの進	
			す』とされ、その実施には『ジェンダ	
			「一主流化」が不可欠であるとされま	
			した。」	
2		4	(2) 国の動き	「第 1 章 2 計画策定の背景
	計画	103	・「国際的な動き」には国連での動き	(2)国の動き」に、「はばたきプラ
	画策定	100	について書いているので、男女共同	ン21」推進会議からの「台東区男
	定の		参画社会基本法以前の記述が全くな	女平等推進行動計画改定にあた
	背景		いのはよくないと思います。「中間の	っての基本的考え方」答申(平成
	景		まとめ」においても、巻末の年表に	31年3月)のP2(2)国の動きの
			は、国連の動きを受けての国の動き	第1段落から第7段落(「第二次
			が掲載されているので、復活させる	世界大戦後の日本では、」から「ナ
			べきです (なお、年表中、1979 年の	ショナル・マシーナリー(国内本
			国の動きは、条約の「署名」となって	部機構)が整備されました。」ま
			いますが、79年は国連総会での採択	で)の内容を追記しました。
			です。署名式が行われたのは、1980年	また、年表の記載を修正しまし
			でしたので、いずれかの修正が必要	た。
			だと思います)。国連の動きを受け	700
			て、国内行動計画を策定しているこ	
			と、女子差別撤廃条約に批准し、それ	
			との関連で男女雇用機会均等法が制	
			定されたこと、国内行動計画の改定	
			とともに本部機構、有識者会議の整	
			ここもに本部機構、有職有云識の登 備も進み、北京会議行動綱領を受け	
			て、男女共同参画社会基本法が制定	
			され、現在の体制となったことを記して、 男女世界会画基本計画を第字	
			して、男女共同参画基本計画を策定して、男女共同参画基本計画を策定して、	
			し、「総合的・計画的に施策を進めて	
			いる」と続けていただきたいと思い	
			ます。	

3	計画策定の背景	5	(3) 東京都の動き ・「答申」冒頭部分 (p.4) をカット していますが、入れていただきたい と思います (条例が出てくる前の部 分を入れてください)。 ・オリパラ条例制定ののち、2019 年 12 月 25 日に基本計画の策定が行わ れたと公表されたので、この記述も 加えるべきと思います。	「第1章 2 計画策定の背景(3) 東京都の動き」について以下の通 り追記しました。 「東京都は、昭和 51 年に都民生 活局婦人計画課を設置して以降、 国際的な動き、国の動きに対応し て男女平等に関する計画を策定 してきました。」 「令和元年 12 月には、条例に基 づく計画として、「東京都性自認 及び性的指向に関する基本計画」 を策定しました。」
4	計画の基本理念と基本目標	7	「ジェンダーの視点」について(p.7) 「性別による固定的役割分担、偏見 等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」とされていますが、この記述だけだと、施策への反映に際して具体的な指針になり難いと思われますので、例えば、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであるという基本認識に立ち、男女、あるいはまた性的少数者のニーズや政策効果の違いに敏感となること」などとするべきだと思います。	「ジェンダーの視点」に関する記述については、国の説明を参考にしており、言葉の定義の統一性を重視しています。
5	計画の評価指標	8 9	「増加」「減少」は、指標とはいえないので、目標として掲げるのは止め、「計画期間中、増加し続けるかどうかをモニタする」というようなかたちにして、「計画との関連で特に注視する動向」としたらどうでしょうか。また、指標については、可能であれば、調査統計に加え、業務統計からの設定を「検討」していただきたいと思います。	一部の評価指標については、長期総合計画との調和を図り、目標値を「増加」、「減少」としています。

6	計画の評価指標	9	子宮頸癌検診受診率の現状 (49.0%) と目標 (50%) が近すぎるのではない でしょうか。この目標値になっているのはどうしてなのか、ご説明いただければと思います。	区の長期総合計画の目標値との 調和を図っているものです。目標 値については、「健康たいとう 21 推進計画(第2次後期計画)」にお いて、国の計画における目標値を もとに定めたものです。
7	計画の評価指標	9	「区政運営の推進」については、目標がすべて30%に揃えられていますが、現状には差があります(特に、男女平等推進プラザの認知度は、他2つと比べて大幅に低いです)。なぜ同じ30%なのでしょうか。上2つについては、より高い目標にするべきではないでしょうか。理由を明らかにしていただければと思います。	今後5年間において、着実に達成 すべき目標値として30%として います。

第2章 計画の内容

基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
8	施策(1)	22	「基本目標1」/ 「海の形成」 ・「現状と課題」においては、際中 を反映していまいでは、のでは、のでででは、のででででででででででででででででででででででででで	「取組の方向性②男性への男女 平等参画の取組」において、性別 役割分担の解消に向けて、男性を 対象とした講座を実施して参り ます。
9	施策(2)	29	ものであるべきです。 「施策 (2) 意思決定過程への男女 平等参画の推進」 ・「現状と課題」P. 29 冒頭の文が唐 突感があるので、一文で改行するの をやめ、「そのため、国は~」とし て続けたらどうかと思います。	「現状と課題」の第1段落の改行 を削除し、「そのため、」と追記し ました。

10	+/-:	29	「施策(2) 意思決定過程への男女	「現状と課題」の第5段落に「固
	施策		平等参画の推進」	定的な性別役割分担を基盤とし
	$\widehat{2}$		・「現状と課題」P.29 地域活動に	た活動の在り方を見直すととも
			ついて。	に、」と追記しました。
			答申では、「地域コミュニティの	
			持続可能性の観点からも、多様な	
			人々が地域活動に参加できるように	
			するためにも、性別役割分業を基盤	
			にした活動の在り方は、改められる	
			必要がある」としています	
			(p. 13)。この記述は、「中間のまと	
			め」にはみえないので、計画にどの	
			ように反映されていることになるの	
			かについて、ご説明いただきたいと	
			思います。	
11	坛	35	「施策 (3) 男女平等参画の視点に	区は、「避難所運営マニュアル」に
	施策(3)		立った防災・復興体制の確立」	着替え等のスペース確保や女性
	$\widehat{3}$		・事業番号 19 について。	用物資を配布する際の配慮など、
			男女平等参画の視点に立った避難所	男女平等参画の視点を取り入れ、
			運営指針の作成と区民への配布等	避難所運営委員や訓練参加者に
			を、具体的施策として実行していた	周知しています。
			だければと思います。	引き続き、国や都の動向等も踏ま
				え適切に対応して参ります。

基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
12	施策(4)	36	「基本目標2」/「施策(4)女性の就業・登用・起業の機会拡大」・「現状と課題」の修文の提案;2段落目の(男性中心型労働慣行)「が依然として根付いており」に続く記述が、答申を踏襲して、男性の話という順番になって、事を介護と仕事ので、女性の話を先に出すほうがよいのではないかと思います。 修文案「~根付いており、女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両	施策(4)の「現状と課題」の第2段 落の後半を、以下の通り修正しま した。 「女性にとって、家事や育児・介 護と仕事の両立、就業継続を困難 にする大きな要因となっている とともに、男性にとっても家事や 育児・介護への参画を阻害する要 因となっています。」

13	施策(4)	41	立、就業継続を困難にする大きな要因となっています。また、同時にこの慣行は、男性自身が家事や育児・介護への参画を阻害する要因ともなっています。」 事業番号91(管理職試験)について 毎年度の管理職選考受験者の男女別割合を公表するようにしてもらえないでしょうか。毎年度の評価に大変役立つと思われます。	選考試験は、特別区人事委員会が 実施しており、女性の割合は公表 されておりません。
14	施策(5)	43	「施策(5) ワーク・ライフ・バランスの実現」について・「現状と課題」について修文を提案します。 「ワーク・ライフ・バランスを提案します。 「ワーク・ライフ・バランスをはます。」についての当時では、答申にある記述(「従業員の低なとが、のでは、一の大学では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	施策(5)の「現状と課題」の第5段落の2文目に「従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といった」と追記し、「メリット」を「経営上のメリット」と文言修正しました。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

本 中日	項目	頁	意見要旨	区の考え方
15	施策(7)	55	「基本目標3」/「施策(7)配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」 ・DV 被害は、専門家による早期の対応が必須ですが、自分の受けてなる被害が DV であるという認識になかなかをいうことも含め、自談につながりにくいらことが、関係者の共通認識となっています。この点が確実を検討することをもに取ります。具体的には、事業番号50にです。具体的には、原、20)を生かしてほしいと思います。の点が確実に反映されるです。	事業番号 50「DV における庁内連携」において、区が実施している各種相談事業間の連携を図り、相談しやすい環境の整備や被害者の早期発見に努めて参ります。
16	施策(7)	58	・「事業番号49」について 「児童虐待を伴う場合には」の箇所 は、「被害者の家庭に子どもがいる場 合には」としていただきたいと思い ます。妻への DV 被害がある場合に は、子どもは、いわゆる面前 DV の被 害を受けている可能性が高いからで す。内閣府男女共同参画局による資 料を参照のこと。	平成31年2月28日付内閣府男女 共同参画局長、厚生労働省子ども 家庭局長通知「配偶者暴力相談支 援センターと児童相談所との連 携強化等について」を参照し、以 下の通り修正しました。 「また、児童虐待とDVが重複して発 生していることを踏まえ、子供の安 全確保を最優先するため、関係機 関との連携を図ります。」

	1	-		
17	施策(8)	62	「施策(8)あらゆる暴力の防止への 取組」 ・「現状と課題」における問題(対象) の把握が「ハラスメント、ストーカー 行為、性暴力」となっています(さらに「JKビジネス」「AV出演強要」)。 そして、「取り組みの方向性」においては「②ストーカー行為・性暴力等の 防止」という書き方が行われていますが、この「等」には、答申p.22にあり、「人権侵害や差別の助長につながる行為」とされている『性風俗産業や売買春、人身取引、女性に対するないるでしようか?また、事業番号62、63の事業において、この点は生かされるのか伺いたいと思いま	答申で示されている「人権侵害や 差別の助長につながる行為」も踏 まえ、防止に向けた啓発を行うと ともに事業番号 99「はばたき 21 相談室」と合わせ、総合的に取り 組んで参ります。 また、「施策(1)男女平等意識の形 成 取組の方向性①に以下を追 記した。 「様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切と る情報を読み解く能力と、適切と るともに、性の商品化、女性の 人権を侵害する性表現のでよどの 人権を侵害する性表現のでよどの ラシーを向上させる取組を行います。」
18	施策(9)	66	生かされるのか伺いたいと思います。 「施策(9)生涯を通じた男女の健康支援」の「現状と課題」の書きぶりについて。 答申p.23にある「非正規雇用労働者や就労せずに家事を担う女性などは、定期検診の受診率が低いことから、受診率向上に向けた取組や、健康に関する知識を習得する機会の提供を行う必要がある」という記述は、新しい論点なのですが、掲げられた事業において反映されているのかどうか不明です。どこで反映されているのか、明瞭にしていただければと思います。	40 歳以上の国民健康保険加入者 等については、総合健康診査、40 歳未満で健診機会の無い方については、区民健診(両事業とも事業番号 69 に該当)を無料で実施しています。未受診者に対するのは報を行うことで受診率向上を図るとともに、受診票送付時に健康づくりに関するチラシを同封することで、正しい知識の周知啓発を図っています。

				16 htt (4 0) 0 [rel 10] = m let
19	施	71	「施策(10)困難を抱える方への支	施策(10)の「現状と課題」の第 1
	策		援の充実」	段落に「さらに、女性であること
	10		・男女平等参画(ジェンダー平等)の	で複合的に困難な状況に置かれ
)		実現という観点からは、この「困難を	ている場合があることに留意す
			抱える方々」についての施策を掲げ	る必要があります。」と追記しま
			る際に重要な点は、高齢者であるこ	した。
			と、障害があることなどの困難状況	
			に、女性であることが加わるという	
			こと(複合的な困難)です。この複合	
			的な困難、複合差別に関する記述は、	
			「答申」では後ろのほうに書かれて	
			いますが、冒頭に位置づけられるべ	
			きものだったと思います。そのため	
			か、「現状と課題」においては、この	
			論点はカットされており、問題が大	
			きいので、盛り込んでいただきたい	
			と思います。また、「取り組みの方向	
			性」においても、例えば、「いずれに	
			おいても、女性であることで複合的	
			な困難な状況に置かれている場合が	
			あることに留意する」などと、別記す	
			るかたちで、上記の論点を記すべき	
			と思います。	
20		71	・高齢単身女性についての留意があ	女性の雇用や就労に関する取組
	施策	. –	りますが、より若い世代の非正規単	については、「施策(4)女性の就
			身女性についての記述が欠けている	業・登用・起業の機会拡大」にお
	$\underbrace{10}$		(答申でも同様)。先般報じられた足	いて取り組んで参ります。また、
			立区での事案への対応は、例えば、	妊産婦やひとり親世帯への支援
			「すべての妊産婦や子育て家庭に対	については、「施策(6)子育て世
			して」とする「おやこサポート・ネッ	代・介護者への支援」において取
			トワーク」(事業番号43)で可能な	り組んで参ります。
			のかどうか危ぶまれるので、より若	/ /luxi/U く必 ソ み 1 。
			い世代の非正規単身女性をターゲッ	
			トとする記述を、この「施策(10)」	
			「こりる記述を、この「旭泉(10)] に入れていただき、さらなる施策の	
			可能性を探っていただきたいと思います	
			ます。	

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
21	目 (1)	79	【計画推進の基盤】「(1)男女平等参画の総合的推進」について・「取組の方向性」の「③評価体制づきでり」については、現状の「はばにはて、現状の「はばられては、現状でです。です。では、「連行管理調書」とで、「進行管理調書」を公業です。この書には、事業では、「進行をでは、「進行を書には、事業をの実施が書かれているものとり、所管となるのより、所管となるからしくみを可以外の所管となるからしくの所では、です。そのためにて、確認、アー視点をかけられたのは、です。そのためにて、確認、です。そのためにて、確認、です。そのためにて、確認、です。そのためにて、確認、です。そのためにて、を議会の用とググループ設置など、考える必要があるかもしれません。	計画の進捗評価につきましては、 より効果的なものとなるよう検